

今回も、本会に寄せられた議会運営に関する最近の照会について説明し、これらに関する見解を述べます。

なお、文中意見にわたる部分は筆者の個人的見解であることを予めお断りしておきます。

Q1 個人情報保護条例と執行機関の関係

条例の同時提出について

3月定例会に、議会から個人情報保護条例案が、執行機関から個人情報に関する審査会の条例案が提出される予定である。

個人情報保護条例案には、議会から審査会に諮問することができることになっている一方、執行機関の審査会条例案も議会からの諮問を所管する旨の規定が盛り込まれており、双方が相手方の条例を引用するつくりとなっている。本来ならば、先に一方の条例案を可決させた後に、もう一方の条例案を提出するべきと考ええるが、会期の都合上、同時に提出することが検討されている。このような、条例案の提出は可能なのか。

A1 結論から言いますと、可能と考えます。

本来ならば、指摘の通り、一方の条例が可決

連載59

議会運営

Q&A

全国市議会議長会
企画議事部副部長
本橋 謙治

した後に、もう一方の条例を提出するのが基本と考えます。

しかし、個人情報保護条例が、審査会条例を引用することが確定しており、同様に、審査会条例も個人情報保護条例を引用することが確定していることから、Q1のような提出することは、許容されると考えます。

ただ、外見上は、双方の条例が原案可決することを前提に提出されていることから、一部の議員から「可決ありき」と見なされ、議会の審議や議決を軽視する提出方法であるという批判が出る可能性があります。

このような批判を回避するために、事前に議会内で当該運営に関する留意点などについて、議論を行い、各議員の理解が得られた状態で提出することが適当です。

Q2

正副議長に対する動議について
定例会の最終日に、従来から、正副

議長の議事運営に対する不満を抱いていた数人の議員が、正副議長に議場での謝罪を求める動議が提出された。

正副議長ともに、当該動議に対する不満はあるものの、動議として提出され、これが成立したため、議題とせざるを得ないと判断し、当該動議の審議について、協議したいところ、正副議長の除斥の有無と除斥の場合の議事運営について協議するが、正副議長ともに除斥となった時の議事運営は、どのようにするのが適当か。

A2 まず、当該動議における正副議長の除斥の有無ですが、除斥の必要があると考えます。

除斥は、議長辞職のような法的な事件（地方自治法第108条）だけではなく、Q2のような、事実上の事件（ex. 正副議長に対する不信任動議など）についても適用されます。除斥の対象となる事件は、法的な事件に限定されるといふ規定や解釈がないのが理由です。したがって、Q2の場合、正副議長は除斥となります。

しかし、正副議長が同時に除斥ということにはなりません。本来ならば、当該動議は、議長、副議長それぞれに対して動議を提出することが基本ですが、便宜的に一つの動議にまとめて提出された形になっているだけです。

以上のことから、外見上、一つの事件となっている、正副議長に対し謝罪を求める件ですが、①議長に対して謝罪を求める件、②副議長に対して謝罪を求める件の二つに分けて、それぞれを個別に審議することになります。これは、①の件については、副議長に審議への参加の権利があり、②についても同様に、議長に審議への参加の権利があることが理由です。

具体的な議事ですが、①の場合、副議長が「議長に対し謝罪を求める件」の議題宣告を行い、議長が除斥された状態で提案説明から

始めます。質疑等を経て、採決を行い、可否を決定します。続いて、②の場合、議長が副議長と交代し、「副議長に対し謝罪を求める件」の議題宣告を行い、提案説明から始め、①と同様に質疑等を経て、採決を行い、可否を決定します。いずれも否決ならば、次の議事に進みますが、可決の場合、当該動議の可決が法的な効力や拘束力を有するものではありませんが、今後の議会運営に大きな影響を及ぼす可能性があることから、正副議長は、謝罪することも含めた対応を議会運営委員会や会派代表者会などで協議する必要があります。

参考 地方自治法

第117条 普通地方公共団体の議会の議長及び議員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。但し、議会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

参考 行政実例（昭和25年3月23日）

問 議長不信任案上程の場合、議長本人は一時退場すべきか又は本人は議員としての表決権を有するか。

答 第117条により、一身上に関する事件として、その議事に参与することはできない。

参考 行政実例（昭和37年10月3日）

問 議長及び副議長の不信任の動議が成規の手続を経て同時に提出された場合における採決の手続については次の両説があるが、甲説を妥当と解するがどうか。

甲説 議長及び副議長の不信任の動議が成規の手続を経て同時に提出された場合においても議長の不信任の動議および副議長の不信任の動議の二つの動議が提出されたものとして、まず、副議長が議長席に着き、議長の不信任の動議について採決をとり、次いで議長が議長席につき、副議長の不信任の動議につき採決をとるものとする。

乙説 議長及び副議長の不信任の動議が成規の手続を経て提出された場合においては、議長の不信任の動議を副議長が採決をとることはできず、仮議長を選挙し、仮議長によって議長の不信任の動議の採決をとる。

答 甲説お見込みのとおり。

Q3 議員辞職後の退任挨拶の可否について

今定例会の最終日（閉会日）をもって、議員を辞職する旨の届出がされた。当該届出の扱いについて、議会運営委員会等で協議した結果、①最終日の本会議であらかじめ議事日程に掲載して審議すること、②当該日程は、会議の冒頭に掲載することが決まった。

議会運営委員会終了後、辞職届の取扱いについて、届を提出した議員に伝えたところ、当該議員より、辞職許可の議決後に退任の挨拶を行いたい旨とその後の審議にも参加し、最終日での各議案の採決に参加したい旨の申出がされた。

議決後は、議員の職を辞したとみなされ、以後の審議等には参加不可能と考えるが、当該議員の申出のように、議決後も議場にとどまり、審議等に参加することが可能なのか。

A3 議員の辞職の効力は、本会議での議決による場合、議決後直ちに生じるのが基本です。しかし、辞職の届出に記載されている辞職を希望する時期が将来に設定されている場合は、その時期の到来をもって辞職の効力が生

じると解されます。

今回の届出は、定例会の最終日をもって議員を辞職する旨であることから、最終日一杯は、議員であることを意味すると解すことが可能と考えます。このため、仮に議員の辞職について最終日の議事日程の冒頭に掲載され、辞職が許可されたとしても、引き続き議員として議場にとどまることは可能であり、以後の審議に参加することは可能です。

以上のことから、Q3の議員が希望する、①退任の挨拶、②以後の議案審議（表決を含む）への参加のいずれも可能です。なお、議員辞職の件を議事日程の冒頭に掲載することですが、議事日程の基準の一つとして、議会の構成（正副議長の辞職や議員辞職等）については、優先的に日程に掲載するという考えがありますが、法的なものではありません。よって、Q3の場合と異なり、議員辞職を全日程の最後に掲載することも可能ですので、そのような日程にすることで、議員が希望する議案審議の参加に関する疑念が生じることを防ぐことができます。

参考 行政実例（昭和26年5月2日）

問 議長から、例えば10月1日をもって辞職したい旨の辞表が9月20日に提出され、たまたま9月20日に議会が開かれて

いる場合、これを議題として許可の議決をすることができるか。

答 できる。

Q4 都道府県に対する申入書の提出について

先日、市内の民間企業が、敷地内にある污水处理施設の故障から、汚水を河川に流出させるといふ事故を起こした。

今後の対応や再発防止について、当該企業と県が協議をしているが、当市への情報提供や当市の意見を双方に伝える機会がほとんどない状況である。

このようなことから、一部の議員が県に対して、申入書を提出することを主張しており、多くの議員がこれに賛同する見込みである。

申入書を市議会が県に提出することは可能か。なお、申入書は、現在、閉会中であることから、全員協議会や会派代表者会で決定することを予定している。

A4 議会は、その意思を意見書や決議という形で示すことができます。

意見書については、地方自治法第99条に基づくものですが、決議については、その多くが、同法に基づくものではありません。代表的なものとして、議員辞職勧告決議や議長不信任決議がこれに該当します。

このことから、Q4の申入書を県に提出することは、法的根拠に基づかない事実上の行為として可能と考えます。しかし、議会の意思を示す手続は、議会（本会議）における議決が必要です。したがって、Q4の後段にある、全員協議会や会派代表者会議での決定は、議会の意思を決定したとすることができないと考えますので、本会議を開いて議決する必要があると考えます。

なお、Q4の事案が閉会中のものならば、次の定例会で議決することが予想されますが、次の定例会まで待つことができないならば、議員からの招集請求に基づく臨時会という選択肢が考えられます。しかし、臨時会の招集請求の要件は、付議すべき事件が、①議員に提案権がある事件、②具体性のある事件、③法的根拠を有する事件であることが必要です。申入書は、③の法的根拠を有する事件ではないため、これを付議すべき事件として、臨時会の招集請求を行うことはできません。この場合、意見書を付議すべき事件として、臨時会の招集請求を行うことが可能です。

参考 行政実例（昭和40年4月14日）

問 議員定数の4分の1以上の者から「東京都議会の清浄化に関する件」を会議に付議すべき事件として臨時会の招集請求があったが、これに基づいて長は議会を招集しなければならないか。

答 設問の件は、法令に基づく具体的な付議すべき事件に該当するとは解されないので、当該案件について、長は臨時会を招集することはできない。

参考 地方自治法

第99条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる。

Q5 閉会中の議長の議員辞職について

当市議会の議長が、一身上の理由により、急遽、議員を辞職することになった。議長の議員辞職の申出が閉会中であることから、閉会中の議員辞職の許可は、議長が行うとされているが、議長が自己の議員辞職の許可をすることが可能なか。また、本市議会の議員の任期は、数箇月後となっており、この間の議長が不在でも問題がないか。

A5 議員の辞職については、議会の議決による

ことが原則ですが、閉会中については、議長の許可で議員を辞職することが可能です。

しかし、Q5の場合は、議長Aが議員Aの議員辞職を許可できるのかという問題です。自分で自分の議員辞職を許可することに違和感があるのは、自然なことと考えます。

では、このような場合の可否ですが、行政実例（昭和23年6月21日、昭和30年3月25日）にあるように、議長ではなく、副議長による許可が必要と解されています。これは、閉会中の議員辞職の許可は、議会の許可（議決）に代わるものであることが理由です。

次に、議長が議員辞職に伴い、欠けた状態となった場合の議会運営ですが、今後、議会が招集される予定（ex.定例会）の有無によって、異なると考えます。

今後、議会が招集される予定がない、つまり、任期満了まで定例会が招集される予定がない場合、副議長が職務代理者として対応することは、可能と考えます。ただし、議会招集の予定がなくても、議長が欠けた状態を放置することは好ましくないと判断するならば、議長選挙を付議事件として、臨時会の招集請求を行うことも可能です。

これに対して、今後、議会が招集される予定がある場合は、議会が招集されて、本会議

が開かれた時点で、議会の運営には、正副議長がともに在職していなければならないと解されますので、本会議の冒頭に議長選挙を行う必要があると考えます。

参考 行政実例（昭和37年6月30日）

問 閉会中副議長の議員辞職に伴い、副議長長欠員のまま召集された議会において、議長不信任決議又は動議が提出された場合、副議長選挙を議長不信任決議よりも先決事件として取り扱うべきものと解するかどうか。

答 お見込みのとおり。

参考文献

ワークブック 法制執務（ぎょうせい）
議会運営の実例（自治日報社）
議会運営実務提要（ぎょうせい）
（地方自治関係実判例集（ぎょうせい）
逐条地方自治法（学陽書房）
注釈地方自治法（第一法規）

●第68号（2022年2月発売） 定価 1,265円（税込）

・特集 どう進める？ 自治体DX

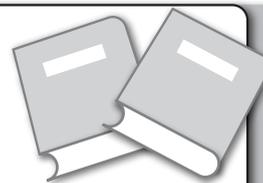
知っておきたい！デジタル化の動向と自治体DXの基礎知識
自治体DXという意識改革
地方公共団体情報システムの標準化に向けた動向と課題
令和3年個人情報保護法改正について～デジタル化の進展に対応した新たなデータ保護ルール～
自治体DX推進のための人材戦略
デジタルの力で描くまちの未来

・CLOSE UP 先進・ユニーク条例

千葉市再生資源物の屋外保管に関する条例
大和市終活支援条例

・トピックス

地方公務員の定年延長と自治体に求められる対応
第11次地方分権一括法の解説



Back Number

商品に関するご照会・お申込は、株式会社 ぎょうせい | フリーコール（通話料無料） | TEL：0120-953-431 | Web | URL：https://gyosei.jp
受付時間：月～金 9時から17時 | FAX：0120-953-495 | サイ